

須賀川市中小企業産業見本市等出展支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における経済の活性化並びに企業経営の高度化を図るため、市内に住所を有する製造業等を営む中小企業者が自ら所有する優れた技術、製品等の新規市場開拓や販路拡大を目的に行う産業見本市等への出展事業に対して、これに要する経費の一部を補助金として交付することに関し、須賀川市補助金等の交付等に関する規則(昭和63年須賀川市規則第9号)第19条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 製造業等 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める製造業を主たる業務とする事業をいう。
- (3) 産業見本市等 中小企業者が自ら所有する技術や製品等を展示する見本市、展示会、商談会その他これらに類するものをいう。ただし、物産展等、即売を目的としたものは除く。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、市内に住所を有する製造業等を営む中小企業者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象事業は、産業見本市等への出展を行う事業とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助限度額(以下「対象経費等」という。)は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、補

助金交付申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 出展料、展示装飾費、備品使用料、運搬費、印刷製本費、旅費・宿泊費等の見積書の写し又は費用等が確認できる書類
- (2) 産業見本市等の概要が確認できる書類
- (3) 定款又は企業概要が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第 7 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、補助金交付決定（却下）通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更の承認申請）

第 8 条 補助金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該事業内容を変更しようとする場合、事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（第 3 号様式）を提出しなければならない。ただし、次に掲げる重要な変更以外の変更については、この限りではない。

- (1) 出展する産業見本市等を変更するとき。
- (2) 事業内容の変更により、補助金の増減が生じるとき。

2 前項の規定による申請があった場合において、市長がこれを適当と認めるときは、当該申請をしたものに対して事業変更（中止・廃止）承認通知書（第 4 号様式）により通知するものとする。

（実績報告書）

第 9 条 交付決定者は、当該事業完了後 14 日以内に実績報告書（第 5 号様式）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 産業見本市等における自社の出展状況（小間全景、展示装飾状況、商談風景等）がわかる写真等
- (2) 領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 10 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その報告に係る内

容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第 6 号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第 1 1 条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、補助金交付請求書（第 7 号様式）により補助金の交付請求をしなければならない。

（調査、報告等）

第 1 2 条 申請者又は交付決定者は、市長が当該事業に関する報告又は関係書類、帳簿等の提出を求めたときは、これに応じなければならない。

（補助金の返還）

第 1 3 条 市長は、交付決定者が補助金を目的以外に使用したとき又はこの要綱に違反したときは、交付した補助金の一部又は全額の返還を命ずることができる。

（その他）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。